

那覇市役所庁舎食堂運営業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

那覇市役所庁舎食堂運営事業者を選定するため、次のとおり公募を行う。

那覇市長 城間 幹子



1 公募に付する事項

(1) 業務名	那覇市役所庁舎食堂運営業務委託
(2) 業務内容	別紙参照「那覇市役所庁舎食堂運営業務委託に係る仕様書」
(3) 業務履行場所	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所庁舎 2 階
(4) 事業期間	令和 5 年 4 月 1 日（※）～令和 10 年 3 月 31 日 （※）事業開始は、店内改装期間等含め契約締結時に調整する。
(5) 選定方法	公募型プロポーザル方式
(6) 募集期間	令和 4 年 10 月 14 日～11 月 11 日午後 5 時 00 分
(7) 試食審査	令和 4 年 11 月 16 日～11 月 22 日の間 ※日時調整の上、実施する。 ※審査に伴う食事提供費用は、職員厚生会が負担する。
(8) プレゼンテーション審査会	令和 4 年 11 月 25 日（金） ※応募事業者毎に時間を指定して案内する。

2 応募資格

次の条件を全て満たすもの

(1)	県内に本店を有する法人、又は県内に居住する個人。
(2)	食品衛生法（昭和 22 年政令第 233 号）に基づく営業許可を持ち、今回応募する食堂の客席数（100 席）と同規模程度の社員食堂、学生食堂、レストラン等において、運営又は運営委託を 3 年以上継続して行っている実績があること。
(3)	国税及び地方税に滞納がないこと。
(4)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
(5)	経営不振の状態（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申し立てを行った等）にないこと。

(6)	<p>次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。</p> <p>イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>ウ 役員が自社、自己若しくは第三者の不当の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしたとき。</p> <p>エ 役員が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p> <p>オ 役員が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>カ 役員が暴力団関係者と知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>
-----	---

3 契約保証金

<p>契約保証金は50万円とする。</p> <p>契約者が契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときに返還する。</p>

4 その他

<p>応募書類提出後、提出書類の差替え及び変更は認められない。ただし、厚生会から補正又は追加資料の提出を求められた場合は除く。</p>
<p>提出書類は、応募を取り下げる場合を除き返却しない。</p>
<p>書類作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とする。</p>
<p>プレゼンテーション審査会の当日、台風等により路線バスの運行が停止となる恐れがある場合、又は新型コロナウイルス感染状況等により、審査会を延期又は審査方法について変更となる場合があります。この場合、那覇市ホームページに前日の15時迄に掲載します。</p>

5 問合せ先

<p>那覇市職員厚生会 担当者 新垣 豊 那覇市おもろまち1丁目1番2号 上下水道局庁舎B棟3階 電話 098-867-7423 FAX 098-866-8719</p>
